

～ はっちやマチニワでイベントを開催する方へ ～

はっちやマチニワでイベントを開催するときは、はっちに提出する会場の使用許可以外にも手続きが必要な場合があります。

イベントに来てくれるお客様が安全に楽しめるよう、主催者や出店者は次の手続きについて、イベントに応じた必要な手続き及び安全対策を取るようになさってください。早めの対応が肝心です！

1. 食べ物やお酒を販売する場合

(1) 食べ物

イベントで食べ物を調理して販売する場合は、八戸市保健所にて「臨時飲食店営業」の許可を取得しなければなりません。特に「臨時飲食店営業」で出店できるイベントは限定的であることに注意が必要です。また、販売できる食べ物、販売の方法にも決まりがあります。特に米飯類は注意が必要です。遅くともイベントの1カ月前には保健所に相談・確認するようにしましょう。出店検討中の段階でも相談できます。

臨時営業が認められる行事(例)	神社・仏閣の縁日・祭礼、文化祭、運動会、住民祭、歩行者天国、地域振興祭、興行、花見、花火大会、海水浴、盆踊り、その他公共性の高い行事として保健所長の認めたもの
-----------------	---

(臨時営業に関する相談・手続き：八戸市保健所衛生課 電話 0178-38-0720)

(2) お酒

未開封の缶やびん詰めの酒類を販売するためには、酒税法上の販売業免許が必要ですが、会場でコップに注ぐなどして酒類を販売する場合は、販売業免許は必要ありません。ただし、この場合は保健所の「臨時飲食店営業」の許可が必要で、(1)と同様、出店できるイベントは限定的です。

2. 火を使う場合

火災予防の観点からはっちやマチニワでの喫煙や裸火の使用、火災予防上危険な物品の持込は禁止されていますので、イベント時に火を使う場合には、八戸消防署に「禁止行為の解除」を申請し、承認を受けなければなりません。

申請書の作成と提出は「はっち」が行いますので、イベント時に調理やパフォーマンスで火を使う可能性がある場合はなるべく早めにご相談ください。

パフォーマンスの演出でちょっと火をつけるだけでも承認が必要となる場合がありますので、自分で判断せず、まずはご相談ください。

(相談：八戸ポータルミュージアム 電話 0178-22-8228)

【お問合せ】八戸ポータルミュージアム

電話：0178-22-8228 Mail：hacchi@city.hachinohe.aomori.jp